

社会福祉法人 やすらぎ会 行動計画

従業員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間：令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで の5年間
- 2 内 容：

目標：1 令和7年3月までに、従業員全員の所定時間外労働を、1人当たり年36時間未満とする。

<対策>

- 令和2年 4月～ 所定時間外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年 4月～ 管理者を対象とした意識改革のための研修（会議）を年1回実施
- 令和4年 3月～ 職員会等による従業員への時間外労働の推移、傾向等周知
- 令和4年 4月～ 各事業部署における問題点の検討及び研修（会議）の実施

目標：2 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする
女性社員・・・取得率を95%以上にする

<対策>

- 令和2年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修（会議）を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う
- 令和3年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施